

船舶事故調査報告書

令和3年3月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月22日 04時45分ごろ
発生場所	富山県伏木富山港外港 国分東防波堤灯台から真方位015°230m付近 （概位 北緯36°48.5 東経137°03.5）
事故の概要	漁船 ^{はまはち} 浜八丸は、南南西進中、また、プレジャーボートビクトリー・ハンター号は、北西進中、両船が衝突した。 浜八丸は、船長が負傷し、操舵室等の破損を生じ、また、ビクトリー・ハンター号は、同乗者2人が負傷し、右舷船首部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和2年9月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 浜八丸、1.7トン TY3-4594（漁船登録番号）個人所有 7.85m(Lr)×2.30m×0.86m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）平成15年11月22日 B プレジャーボート ビクトリー・ハンター号、5トン未満 242-24213富山、個人所有 7.02m(Lr)×2.57m×1.37m、FRP ガソリン機関、95.62kW、平成11年8月
乗組員等に関する情報	A 船長A 44歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年10月18日 免許証交付日 令和元年6月10日 （令和6年10月17日まで有効） B 船長B 50歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成21年5月29日 免許証交付日 令和元年5月16日 （令和6年5月15日まで有効）

死傷者等	A 重傷 1人(船長A) B 重傷 1人(同乗者B ₁)、軽傷 1人(同乗者B ₂)
損傷	A 操縦室及び左舷外板に破損 B 右舷船首部外板に破口、右舷船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時 日出時刻：05時39分ごろ 常用薄明開始時刻：05時14分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、伏木富山港内港国分区北東方沖約1海里の漁場で、前日に仕掛けていた刺し網の揚収を終えて帰港することとし、令和2年9月22日04時35分ごろ伏木富山港内港国分区の係留場所に向け、法定灯火を表示し、同漁場を出発した。</p> <p>船長Aは、操縦室で、甲板下に備えたいけずの蓋の上に立った状態で操船に当たり、舵輪及びリモコンレバーを使用した手動操舵により、約1.4km/hの速力(対地速力、以下同じ。)で南南西進していた。(写真1～写真3参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="560 936 1029 1265">  <p>写真1 A船（本事故後）</p> </div> <div data-bbox="1058 936 1412 1265">  <p>写真2 航海灯（本事故後）</p> </div> </div> <p>(写真1及び写真2の操縦室、マスト及び航海灯は本事故後に新たに取り付けられたものであり、本事故当時のマスト及び航海灯は操縦室の左舷側に取り付けられていた。)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div data-bbox="785 1496 1078 1825">  </div> <div data-bbox="1086 1496 1437 1592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>船長Aが立っていた場所 (甲板上からの高さ約2.2cm)</p> </div> </div> <p>写真3 A船（本事故当時）</p> <p>船長Aは、04時43分ごろ国分東防波堤灯台北北東方沖700m付近に達し、目視により周囲の見張りを行いながら航行していたところ、04時45分ごろ至近に船舶のエンジン音が聞こえ、体に衝撃を</p>

感じた直後、右舷側の海中に投げ出された。

船長Aは、海面に浮上したところ、付近で漂泊しているB船を認め、A船とB船とが衝突したことを知った。

船長Aは、B船に引き上げられた後、電話で海上保安庁に本事故の発生を通報し、B船によって伏木富山港内港国分区に移送された後、救急車で病院に搬送され、左肋骨骨折等と診断された。

A船は、巡視艇に横抱きされ、伏木富山港内港国分区に到着した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者B₁、同乗者B₂及び同乗者B₃を乗せ、法定灯火を表示していない状態で、04時35分ごろ富山県氷見市氷見港東方沖の釣り場（以下「本件釣り場」という。）に向け、伏木富山港内港伏木区の係留場所を出発した。

船長Bは、操舵室前方にある座席の左舷側に同乗者B₁を、右舷側に同乗者B₂を、後部甲板に同乗者B₃をそれぞれ座らせ、自らが操縦室の椅子の後方に立ち、操縦室左右の窓及び後方の出入口を開けた状態で、GPSプロッターを作動させ、手動操舵で操船に当たっていた。（写真4～写真6参照）



写真4 B船



写真5 船長Bの操船姿勢

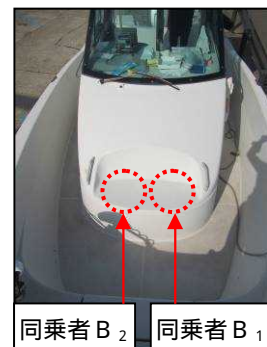


写真6 操縦室前方の座席

船長Bは、伏木富山港外港を北西進した後、‘富山県高岡市雨晴海岸北西方に所在するマリーナの入口の右舷標識及び左舷標識’（以下「本件標識灯」という。）付近で右転して本件釣り場に向かうことと

し、04時41分ごろ高岡市万葉岸壁東端の東方沖約400m付近で左転して本件標識灯を船首目標とし、約24km/hの速力で北西進を開始した。(写真7参照)



写真7 本件標識灯

B船は、万葉岸壁東方沖を北西進中、船長Bが、04時43分ごろ周囲を目視で確認した際、他船を認めなかったため航行の支障となる他船はいないものと思い、本件標識灯を注視して航行していたところ、操縦室の前面の窓越しに船首方右舷至近に迫ったA船の船体を認めた直後、B船の船首部とA船の左舷中央部とが衝突し、A船を乗り越えた。

衝突の衝撃により、同乗者B₁及び同乗者B₂は座席に体を強打し、同乗者B₃は海中に投げ出された。

B船は、船長Bが船長Aと同乗者B₃をB船に引き上げた後、伏木富山港内港国分区に移送し、同乗者B₁及び同乗者B₂が救急車で病院に搬送され、同乗者B₁が第1腰椎破裂骨折等、同乗者B₂が右肩打撲等とそれぞれ診断された。

(付図1 事故発生経過概略図、写真8 B船のGPSプロッターの航跡、写真9 B船のGPSプロッターの航跡(拡大) 参照)

その他の事項

船長Aは、本事故発生場所付近を航行した経験が約20年あった。
船長Aは、救命胴衣を操縦室に置いていたものの、作業時の作業の邪魔になるので着用していなかった。

船長Bは、夜間に本事故発生場所付近を航行した経験が約20～30回あった。

船長Bは、出航時、法定灯火を表示することを失念していた。

船長B、同乗者B₁、同乗者B₂及び同乗者B₃は、救命胴衣を着用していた。

分析

乗組員等の関与

A なし、B あり

船体・機関等の関与

A なし、B なし

気象・海象等の関与

A なし、B なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、伏木富山港外を約14km/hの速力で南南西進中、船長Aが、目視により周囲の見張りを行いながら航行していたところ、左舷方から接近するB船を認めることができなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船の法定灯火が表示されていなかったことから、左舷方から接近するB船を認めることができなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、法定灯火が表示されていない状態で伏木富山港外港を約24km/hの速力で北西進中、船長Bが、周囲を目視で確認した際、他船を認めず、航行の支障となる他船はいないものと思い、船首目標である本件標識灯を注視して航行を続けたことから、右舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、出航する際、法定灯火を表示することを失念していたものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、伏木富山港外港において、A船が南南西進中、B船が法定灯火を表示していない状態で北西進中、船長Aが、左舷方から接近するB船を認めることができず、船長Bが、周囲に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首目標である本件標識灯に意識を向けて航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間航行中は、特定の光源のみに意識を向けることなく、全周にわたって常時適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、日没から日出までの間に出航する場合、法定灯火を表示すること。

付図1 事故発生経過概略図



写真8 B船のGPSプロッターの航跡

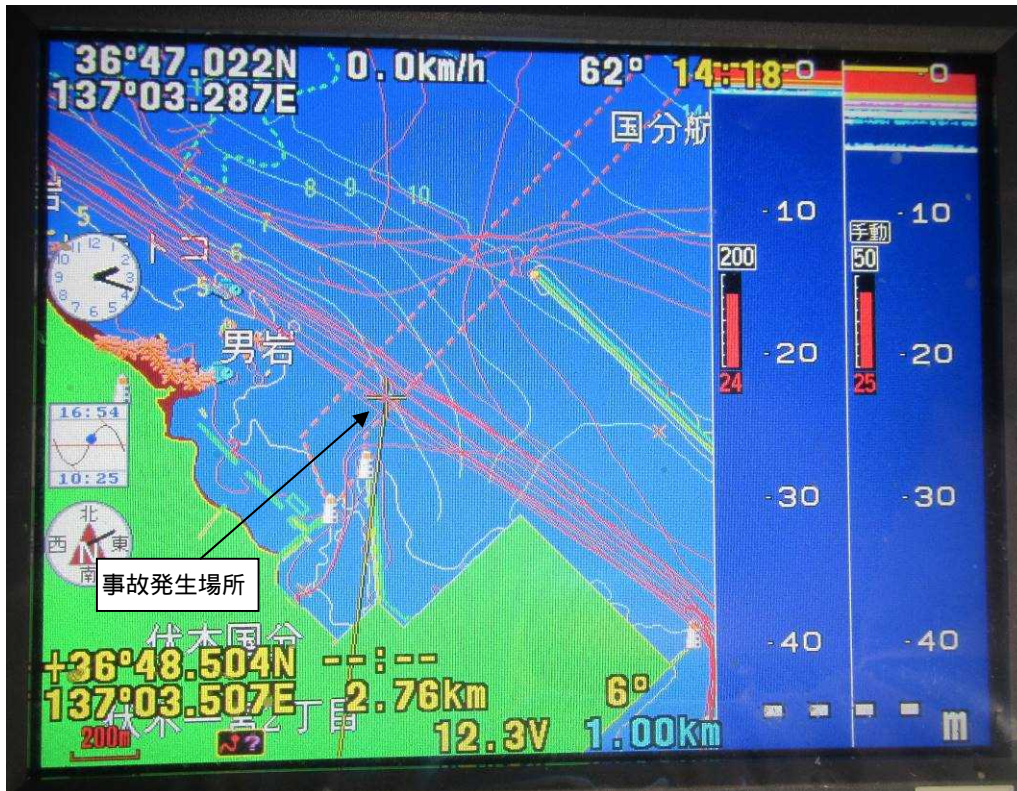


写真9 B船のGPSプロッターの航跡（拡大）

